

令和3年(家)第8948号 後見開始の審判の取消し申立事件

(基本事件 当庁令和2年(家)第8319号後見開始の審判申立事件)

審 判

住 所 岡山県井原市

5 申 立 人 橋 本 峰 陽

本 籍 岡山県井原市

住 所 岡山県井原市

成年被後見人 橋 本 望

昭和38年6月1日生

10 主 文

1 本件申立てを却下する。

2 手続費用は申立人の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

15 当裁判所が令和3年2月19日に成年被後見人についてした後見開始の審判を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、成年被後見人の父である申立人が、成年被後見人について令和3年2月19日にされた後見開始の審判(当庁令和2年(家)第8319号)について、その取消しを求める事案である。申立人の主張は判然としない部分もあるが、要するに、成年被後見人の能力が回復したか、又は後見開始の必要性がなかった旨を主張しているものと解される。

2 一件記録及び事実の調査の結果によれば、次の事実が認められる。  
(1) 成年被後見人は、昭和49年4月4日、障害の程度をBとする療育手帳を取得した。その後、成年被後見人は、同手帳について、岡山県知的障害者更生相談所から、令和2年8月21日、障害の程度をB、次の判定年月について再判

定不要とする判定を受けた。

- (2) 井原市長は、令和2年10月22日、当裁判所に対し、成年被後見人について、後見開始の審判を求める申立て（当庁令和2年（家）第8319号）をした。同申立てに先立ち、医療法人河合医院の医師（以下「河合医院医師」という。）は、成年被後見人を診断し、令和2年8月27日、成年被後見人について、生来より知的障害があり、親の保護の元で生活している、身の回りのことはできるが社会生活は不可である、見当識の障害が高度であり、他人との意思疎通ができないことが多く、理解力、判断力の問題が顕著であり、記憶力の問題の程度が重いなどとして、支援を受けても契約等の意味内容を自ら理解し、判断することができない（後見相当）と診断する旨の診断書（以下「第1診断書」という。）を作成した。
- (3) 当裁判所は、令和3年2月19日、成年被後見人について後見を開始し、成年後見人としてNPO法人井笠いきいきネットを選任する審判（以下「本件審判」という。）をした。本件審判は、令和3年3月11日に確定した。
- (4) 申立人は、令和3年12月15日、本件を申し立てた。本件申立てに際し、河合医院医師は、成年被後見人を診断し、同月13日、成年被後見人について、幼少期から知的障害があると聞いている、見当識についてときどき障害がみられる、他人との意思疎通はだいたいできる、一人での買い物及び一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払があまりできない、最近の記憶及び過去の記憶についてときどき障害がみられる、障害者施設に通所中で継続できているとして、支援を受けなければ契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある（補助相当）と診断する旨の診断書（以下「第2診断書」という。）を作成した。
- (5) 当裁判所は、令和4年5月30日、成年被後見人の① 精神上の障害の有無、内容及び障害の程度、② 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する能力、③ 回復の可能性について、岡山県精神科医療センターの医師（以下「鑑定医」

という。)に鑑定を命じた。

鑑定医は、同年6月21日、成年被後見人を診察し、令和4年11月1日、当裁判所に対し、同年10月28日付鑑定書を提出した。同鑑定書によれば、成年被後見人は、精神医学診断は知的障害及び自閉症であり、知的障害の程度は中程度であるとして、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることはできず、障害は生来のものであり、回復の可能性はないと鑑定されている。その理由は、田中ビネー知能検査Vによる知能指数(IQ)が20(精神年齢3歳8か月)であること、言語の発語が極めて限定的で、声掛けやサポートがあれば日常の基本動作は自分でできるが、言語外のコミュニケーションができず、予定外のことは苦手であること、見当識については今日がいつか、季節は何か等の時間の把握が難しく、何が起きているのか等の状況判断はいつも通りのこと以外は困難であること、動産、不動産の概念の理解ができない、生活に必要な金銭の概念の理解もできない、計算は一桁の足し算引き算ができない、日常生活に係る金銭の計算ができないことなどである。

15 第3 当裁判所の判断

1 以上の認定事実によれば、成年被後見人は、精神上の障害により事理を弁識することができない常況から回復したとは認められない。

申立人は、成年被後見人の症状が回復したとして第2診断書を提出するところ、同診断書によれば、河合医院医師が令和3年12月13日、成年被後見人について上記で認定した鑑定結果と異なる内容を診断したことが認められる。しかし、上記鑑定が精神科の専門医による成年被後見人の診察及び知能検査等を経たものであることによれば、第2診断書は上記鑑定の内容を覆すものとはいえない。

2 よって、本件申立ては理由がないから、主文のとおり審判する。

令和4年11月21日

25 岡山家庭裁判所倉敷支部

裁判官 木 山 智

